

2018年2月

## 高速取引行為に係る登録制の導入に関する 政令・内閣府令等の改正について

弁護士 宮本 甲一 / 弁護士 中井 崇一郎

平成29年5月17日、金融商品取引法の一部を改正する法律が国会で成立した。これに伴い、同年10月24日、金融庁より、同改正に係る政令・内閣府令案等が公表され、意見公募手続（パブリックコメント）に係る意見の募集が行われた。パブリックコメントの結果は、同年12月27日に公表され、同日、同政令・内閣府令等が公布された。

本ニュースターでは、これらの政令・内閣府令等のうち高速取引行為に係る登録制の導入に関する部分について概説する。

### 1. 本改正に至る経緯

平成28年12月22日に公表された金融審議会の「市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」(以下「市場 WG 報告書」という。)<sup>1</sup>において、アルゴリズム高速取引を行う投資家に対する登録制を導入し、必要な体制整備・リスク管理義務を課した上で、当局がその取引実態・戦略等確認することを可能とする枠組みを整備することが適当であるとの提言がなされた。平成29年5月17日に国会で成立、同月24日に公布された金融商品取引法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)<sup>2</sup>のうち、高速取引行為に係る登録制の導入に関する部分は、この市場 WG 報告書の提言を踏まえたものである。

改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされ、同法の施行に向けて、金融庁は、平成29年10月24日、「平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等」<sup>3</sup>を公表し、平成29年11月22日までの間、パブリックコメントに係る意見の募集を行った。パブリックコメントの結果<sup>4</sup>は、同年12月27日に公表され、同日、同政令・内閣府令等が公布された。以下では、同政令・内閣府令等のうち高速取引行為に係る登録制の導入に関する部分(以下「本改正」という。)について概説する。

<sup>1</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20161222-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161222-1.html)

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

<sup>3</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171024.html>

<sup>4</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171227.html>

## 2. 本改正の概要

### (1) 高速取引行為の定義

改正後の金融商品取引法(昭和 23 年法律 25 号、以下「法」という。)2 条 41 項(以下、断りのない限り、本ニュースレターにおいて条文番号を表示する場合には、改正後の条文番号をいう。)において、「高速取引行為」は以下のとおり定義されている。

「次に掲げる行為であって、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、当該判断に基づく当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所その他の内閣府令(a)に定める者に対する伝達が、情報通信の技術を利用する方法であって、当該伝達に通常要する時間を短縮するための方法として内閣府令(b)で定める方法を用いて行われるもの<sup>5</sup>

- ① 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ② ①の行為の委託
- ③ ②のほか、①の行為に係る行為であって、①及び②に準ずるものとして政令で定めるもの

これを受けて、本改正においては、政府令事項について、以下のように定められた。

- 高速取引行為となる情報の伝達先(内閣府令(a))は、金融商品取引所及び PTS(私設取引システム)に係る認可を受けた金融商品取引業者(以下「金融商品取引所等」という。)のうち金融庁長官が指定するものと規定され(金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令(平成 5 年大蔵省令 14 号、以下「定義府令」という。)26 条 1 項)、告示<sup>6</sup>において 7 者<sup>7</sup>が指定
- 高速取引行為となる情報の伝達方法(内閣府令(b))として、以下の 2 要件が規定(定義府令 26 条 2 項)
  - 発注に係るサーバが設置されている施設が、金融商品取引所等のマッチング・エンジン(取引の約定システム)を設置する場所(これに隣接し、又は近接する場所を含む。)に所在すること(1 号)
  - 問題となる伝達が、他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること(2 号)
 

例えば、「仮想サーバ等の専有に係る契約を締結している場合」は、これに含まれるものとされている(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-2)。
- 高速取引行為となる行為(政令)として、以下の 2 類型が規定(金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令 321 号、以下「令」という。)1 条の 22)
  - ①の行為を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行うこと(1 号)
  - ①の行為を行う者を相手方として店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法により、当該者に①の行為を行わせることとなる取引又は行為を行うこと<sup>8</sup>(2 号)

一連の取引に複数の主体が関与する場合(受託証券会社、外国証券業者、SPC 等)における法 2 条 41 項

<sup>5</sup> なお、「その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがない認められるものとして政令で定めるもの」は高速取引行為の定義から除外されるとされているが、本改正において、これに対応する政令の規定はない。

<sup>6</sup> 高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件(平成 29 年金融庁告示 50 号)

<sup>7</sup> 金融商品取引所として、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び地方取引所(株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所)が、PTS として SBI ジャパンネクスト証券株式会社及びチャイ エックス・ジャパン株式会社が指定されている。

<sup>8</sup> 「証券会社等との間でトータル・リターン・スワップに係る契約を締結した上で、個別具体的な銘柄等の指示を行い、当該証券会社等が当該指示に基づいてヘッジ取引を行う場合における当該指示」が該当するものとされている(「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(<http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171227-0.pdf> 以下、「パブコメ回答」という。)22 番)。

の適用については、各主体の行為ごとに、同項に定める要件が満たされているかを検討する必要があるとされており(パブコメ回答 31 番等)、例えば、取引参加者である金融商品取引業者が、高速取引行為者(法 66 条の 50 の登録を受けた者をいう。)の委託注文を当該金融商品取引所に取り次ぐことは、高速取引行為に該当しないとされている(パブコメ回答 31～34 番)ほか、国内の金融商品取引業者が、取引一任契約に基づき海外関連会社の自己勘定で高速取引行為を行う場合には、基本的には、国内の金融商品取引業者の行為が該当する(パブコメ回答 37 番)といった考え方が示されている。

## (2) 高速取引行為に係る登録制の導入

高速取引行為に係る法 66 条の 50 の登録の申請においては、登録申請書を提出し、①登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面、②高速取引行為に係る業務の内容及び方法として内閣府令(a)に定めるものを記載した書類、③定款及び登記事項証明書(法人の場合)、④その他内閣府令(b)で定める書類を添付する必要がある(法 66 条の 51)。

これを受けて、本改正においては、府令事項について、以下のように定められた。

- 業務方法書の記載事項(内閣府令(a))として、以下が規定(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令 52 号、以下「金商業等府令」という。)328 条)
  - 業務運営に関する基本原則、業務執行の方法、業務分掌の方法(1 号～3 号)
  - 取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要(4 号)
    - 取引戦略の種類、利用する金融商品取引所等の名称・商号、有価証券等の種類が含まれ(イ～ハ)、また、利用する受託証券会社等の名称・商号も含まれる(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊)高速取引行為者向けの監督指針(以下、単に「高速取引行為者向けの監督指針」という。))Ⅲ-3-1-1(2)②)。
  - コンプライアンス担当者及び業務管理責任者の氏名・役職名(5 号及び 6 号)
  - 取引システムの概要、設置場所及び保守の方法(7 号)
  - 取引システムの管理を十分に行うための措置の内容(8 号)
- 添付書類(内閣府令(b))として、役員の身上関係書類、最終の BS/PL 等の書類が規定(金商業等府令 329 条)

登録拒否事由(法 66 条の 53)のうち、具体的金額が政令に委任されている最低資本金額(5 号口)及び最低純財産額(7 号)については、それぞれ、1,000 万円及び 0(債務超過でないこと)と規定された(令 18 条の 4 の 9 及び 18 条の 4 の 10)。

また、外国法人等である場合の登録拒否事由として、国内における代表者又は国内における代理人を定めていないこと(法 66 条の 53 第 5 号ハ及び 6 号口)が規定されていることに関連し、監督指針における体制審査の項目として、国内における代表者又は国内における代理人として適切な者(例えば、高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく、高速取引行為に係る金商法に係る知識等を一定程度有した上で、報告徴求等に的確に対応できる者)が選任されていることが規定された(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①ト)。

## (3) 高速取引行為者の業務に関する規制

高速取引行為者の業務に関する主な規制の府令事項については、本改正において、以下のように定められた。

- ① 高速取引行為者が整備しなければならない業務管理体制(法 66 条の 55)の具体的内容として、社内規則等の整備及び取引システムの管理を十分に行うための措置等が規定(金商業等府令 336 条)。
- ② 高速取引行為者において、該当することのないようその業務を行わなければならない業務の運営の状況(法 66 条の 57)として、作為的相場形成行為を防止するための売買管理が十分でない認められる状況等<sup>9</sup>が規定(金商業等府令 337 条)

#### (4) 帳簿書類の作成・保存その他の経理及び監督

高速取引行為者が作成・保存を義務付けられる帳簿書類(法 66 条の 58)について、府令事項として種類・記載事項・作成方法・保存期間の細目が定められた(金商業等府令 338 条)。注文伝票については、記載事項に金融商品取引所等が通知するタイムスタンプ及び注文受付番号も含まれ(6 項)、作成方法として、注文を作成するために用いられたプログラムの内容を確認することができるようにすることが求められている(7 項 1 号)。また、帳簿書類全般について、記載事項を容易に検索することができるように体系的に構成する方式によることが求められている(7 項 2 号)。

そのほか、事業報告書(法 66 条の 59)、開始等の届出(法 66 条の 60)及び廃業等の届出(法 66 条の 61)の細目など、高速取引行為者の経理及び監督に関する所要の規定が定められた(金商業等府令 339 条～346 条)。

#### (5) 提出書類の英語での作成・訳文の添付の要否

高速取引行為に係る登録の申請者及び高速取引行為者が当局に提出を義務付けられる法定の書類は、いずれも、英語で作成することができ、訳文の添付は不要とされた(金商業等府令 2 条、326 条 2 項、3 項等)。

また、金融商品取引業に係る登録の場合には、登録審査において、当局が任意で「概要書」の提出を求めるのが通例であるところ、高速取引行為に係る登録の場合には、必要に応じ任意で資料の提出を依頼する場合にも、英語で作成することを可能とする予定であるとの金融庁の考え方が示されている(パブコメ回答 113 番)。

#### (6) 金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合

金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における届出事項等(法 29 条の 2 等)の細目については、基本的に、高速取引行為者の場合と同様の規定が追加された(業務方法書の記載事項に関する金商業等府令 8 条 11 号等)。

#### (7) 無登録者による取引の受託の禁止

法 38 条 8 号において、無登録で高速取引行為を行う者による高速取引行為に係る委託を受ける行為及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める行為が、金融商品取引業者等の禁止行為として規定された。

これを受けて、「内閣府令で定める行為」として、金商業等府令 116 条の 4 において、高速取引行為に係る業務停止命令を受けている高速取引行為者(1 号)及び取引システムの管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者(2 号)による当該高速取引行為に係る委託を受ける行為が、禁止行為として規定された。

<sup>9</sup> 法においては、取引システムについて、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由により金融商品市場の機能の十全な發揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でない認められる状況が規定されている(法 66 条の 57 第 1 号)。

(8) 金融商品取引業者等が高速取引行為に係る取引を受託する場合

金融商品取引業者等が自ら高速取引行為を行う場合だけでなく、高速取引行為に係る取引を受託する場合についても、高速取引行為者の帳簿書類(上記(4))と基本的に同様の記載事項及び作成方法により、帳簿書類を作成・保存することが義務付けられた(金商業等府令 158 条 4 項等)。

### 3. 施行

平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等は、改正法の施行と同じ平成 30 年 4 月 1 日から施行される。登録申請が可能となるのは施行後であるが、施行前においても、登録に係る事前相談等に応じる予定であるとされている(パブコメ回答 58 番)。

### 4. 経過措置

改正法の施行の際現に高速取引行為を行っている者については、施行日から 6 ヶ月を経過する日までの間は、登録を受けなくても、引き続き、高速取引行為を行うことができる(改正法附則 3 条 1 項)等の経過措置が設けられている。経過措置に基づき高速取引行為を行う者は、無登録者による取引の受託の禁止(法 38 条 8 号)との関係では、高速取引行為者とみなされる(改正法附則 3 条 2 項)。

上記のほか、金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合に求められる対応や、高速取引行為に係る取引を受託する場合の対応等についても、同様の経過措置が設けられている(改正府令附則 2 条等)。

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。  
弁護士 宮本 甲一([koichi.miyamoto@amt-law.com](mailto:koichi.miyamoto@amt-law.com))  
弁護士 中井 崇一郎([soichiro.nakai@amt-law.com](mailto:soichiro.nakai@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[finlaw-newsletter@amt-law.com](mailto:finlaw-newsletter@amt-law.com) までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins2.html>にてご覧いただけます。